

令和3年3月24日

産業医部会部会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰
産業医担当理事 木村 耕三

「治療と仕事の両立支援のための『地域両立支援推進チーム』の設置について」
の一部改正に係る周知等について

標記の件につきまして神奈川県医師会より通知がまいりましたのでお知らせいたします。

神奈川県医師会
産業保健担当理事 池田 信之

「治療と仕事の両立支援のための『地域両立支援推進チーム』の設置について」
の一部改正に係る周知等について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、標記のことにつきまして日本医師会 神村常任理事より本職宛てに周知依頼がございましたので、別添のとおりお知らせいたします。

つきましては、貴会会員及び産業医の先生方にご周知いただきますようお願いいたします。

お問い合わせ先
保険医療学術課 担当:深澤
横浜市中区富士見町3-1
TEL045(241)7000 FAX 045(241)1464
E-mail y-fukazawa@kanagawa.med.or.jp

(健 I 266)
令和3年3月18日

都道府県医師会

産業保健担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会
常任理事 神村裕子
(公印省略)

「治療と仕事の両立支援のための「地域両立支援推進チーム」の設置について」の
一部改正に係る周知等について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、別紙のとおり、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長より、件名の周知依頼がございました。

病気を抱える労働者が活躍できる環境を整備するため、政府では、平成29年3月にとりまとめられた「働き方改革実行計画」に基づき、治療と仕事の両立支援（以下「両立支援」という。）に取り組んでおります。また、その一環として、平成29年5月19日付基発0519第11号「治療と仕事の両立支援のための「地域両立支援推進チーム」の設置について」（以下「平成29年通達」という。）に基づき、都道府県労働局に「地域両立支援推進チーム」（以下「推進チーム」という。）を設置し、それぞれの地域において両立支援の取組を推進しているところです。

今般、推進チームの取組の積極的展開を通じて、地域における両立支援の一層の促進を図る観点から、平成29年通達の一部が改正されました。つきましては、本件の主旨をご理解いただき、貴会会員ならびに貴会関係郡区医師会等への周知方につきまして、特段のご高配を賜わりますよう、お願い申し上げます。



基安労発 0315 第 1 号
令和 3 年 3 月 15 日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長
(契印省略)

「治療と仕事の両立支援のための「地域両立支援推進チーム」の設置について」の
一部改正に係る周知等について

厚生労働行政の運営につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、病気を抱える労働者が活躍できる環境を整備するため、政府では、平成 29 年 3 月にとりまとめられた「働き方改革実行計画」に基づき、治療と仕事の両立支援（以下「両立支援」という。）に取り組んでいるところであり、その一環として、平成 29 年 5 月 19 日付け基発 0519 第 11 号「治療と仕事の両立支援のための「地域両立支援推進チーム」の設置について」（以下「平成 29 年通達」という。）に基づき、都道府県労働局に「地域両立支援推進チーム」（以下「推進チーム」という。）を設置し、貴団体の協力も得ながら、それぞれの地域において両立支援の取組を推進しているところです。

今般、推進チームの取組の積極的展開を通じて地域における両立支援の一層の促進を図る観点から、別添のとおり、平成 29 年通達の一部を改正いたしましたので、御了知いただきますとともに、傘下の機関や会員等に対する周知と推進チームへの引き続きの御協力について格別の御配慮をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

基発 0225 第 4 号
令和 3 年 2 月 25 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

「治療と仕事の両立支援のための「地域両立支援推進チーム」の設置について」の
一部改正について

標記については、平成 29 年 5 月 19 日付け基発 0519 第 11 号「治療と仕事の両立支援のための「地域両立支援推進チーム」の設置について」(以下「平成 29 年通達」という。)により指示しているところであるが、今般、推進チームの取組の積極的展開を通じて地域における両立支援の促進を図る観点から、平成 29 年通達の一部を別添新旧対照表のとおり改正することとしたので、了知の上、地域における両立支援のより一層の促進に努められたい。

なお、本通達発出に当たり、厚生労働省健康局、職業安定局、雇用環境・均等局、老健局と協議済みであることを申し添える。

平成 29 年 5 月 19 日付け基発 0519 第 11 号「治療と仕事の両立支援のための「地域両立支援推進チーム」の設置について」新旧対照表

改正後	現 行
<p>基発 0519 第 11 号 平成 29 年 5 月 19 日 基発 0225 第 4 号 (改正) 令和 3 年 2 月 25 日</p> <p>都道府県労働局長 殿</p> <p>厚生労働省労働基準局長 (公 印 省 略)</p> <p>治療と仕事の両立支援のための 「地域両立支援推進チーム」の設置について</p> <p>前段 (略)</p> <p>このため、今般、下記のとおり「地域両立支援推進チーム」(以下「推進チーム」という。)を設置し、関係者による連携した取組の推進を図ることとしたので、都道府県労働局(以下「労働局」という。)においては地域の実情に応じた両立支援の取組の促進の中心的役割を担い、その実施に遺漏</p>	<p>基発 0519 第 11 号 平成 29 年 5 月 19 日</p> <p>都道府県労働局長 殿</p> <p>厚生労働省労働基準局長 (公 印 省 略)</p> <p>治療と仕事の両立支援のための 「地域両立支援推進チーム」の設置について</p> <p>前段 (略)</p> <p>このため、今般、下記のとおり「地域両立支援推進チーム」(以下「推進チーム」という。)を設置し、関係者による連携した取組の推進を図ることとしたので、都道府県労働局においては地域の実情に応じた両立支援の取組の促進の中心的役割を担い、その実施に遺漏なきを期されたい。</p>

なきを期されたい。

記

1 推進チームの設置について

(1) ～ (2) (略)

(3) 構成員等

構成員は、以下に掲げる者及び組織・部署等の担当者とする。

なお、ケ、コ、サ、シ及びスについては、本省で関係機関と調整の上、該当する者のいる推進チームで構成員となること。

労働局については、労働基準部健康主務課を事務局とし、職業安定部（必要に応じてハローワーク）は構成員、雇用環境・均等部（室）はオプザバー参加とすること。

ア～オ (略)

カ 都道府県産業保健総合支援センター（以下「産保センター」という。）

キ～セ (略)

(4) 議事等

推進チームにおいては、以下の事項について意見交換等を行うこと。また、労働局や産保センターが両立支援に関するセミナー等を行う場合は、その内容につ

記

1 推進チームの設置について

(1) ～ (2) (略)

(3) 参集者等

参集者は以下のとおりとする。

なお、ケ、コ、サ、シ及びスについては、本省で関係機関と調整の上、参加可能な参集者がいる都道府県については、別途参集者を推薦することとしているので
了知されたい。

関係者の参集については、労働基準部健康主務課が事務局となり、これを行うこと。また、職業安定部（必要に応じてハローワーク）及び雇用環境・均等部（室）も構成員とすること。なお、雇用環境・均等部（室）は
当面の間、オプザバー参加として差し支えない。

ア～オ (略)

カ 都道府県産業保健総合支援センター

キ～セ (略)

(4) 議事等

推進チームにおいては、以下の事項について意見交換等を行うこと。特に、ウ、オ及びカについては、初年度中に協議の上、作成すること。また、都道府県労働局や

いても協議すること。

- ア 各構成員又は構成員の属する各機関（以下「各機関等」という。）の両立支援に係る取組状況の共有
- イ （略）
- ウ 相談窓口の支援連携に係る各機関等の役割分担及び連絡先一覧の作成及び更新

エ 両立支援を促進するための各機関等が連携した取

組

オ 各地域における好事例の収集

カ 各地域における両立支援コーナーネットワーの周知・活動方法

キ 各地域における企業向けパンフレット及び患者向けパンフレット（主に病院で患者に配るもの。加えて、一般国民の理解のために広く自治体窓口等に配布することを想定したもの。）の作成及び更新

ク 両立支援ガイドラインや地域版パンフレット等を活用した両立支援の周知・啓発

ケ 労働局及び産保センターのホームページを活用した両立支援の周知

コ 推進チームの取組に関する計画の策定及び検証

サ 地域独自の周知・啓発のためのイベントの企画・

開催及び協力

都道府県産業保健総合支援センターが両立支援に関するセミナー等を行う場合は、その内容についても協議すること。

ア 各参加者又は参加者の属する各機関（以下「各機関等」という。）の両立支援に係る取組状況の共有

イ （略）

ウ 相談窓口の支援連携に係る各機関等の役割分担及び連絡先一覧の作成

(新設)

(新設)

エ 各地域における両立支援コーナーネットワーの周知・活動方法

オ 各地域における企業向けパンフレットの作成

カ 各地域における患者向けパンフレット（主に病院で患者に配るもの。加えて、一般国民の理解のために広く自治体窓口等に配布することを想定したものの。）の作成

キ 両立支援ガイドラインや地域版パンフレット等を活用した両立支援の周知・啓発

ク 都道府県産業保健総合支援センターのホームページを活用した両立支援の周知

(新設)

ケ その他、必要に応じ地域独自の周知・啓発のための

イベントの企画・開催

シ その他推進チームの活動、運営に関する事項

(5) 運営

ア 推進チームは、構成員の参集による開催のほか、必要に応じ、持ち回りにより開催しても差し支えないこと。

イ 推進チームの議事を円滑かつ活発に進めるため、推進チームに「座長」及び「副座長」を置いても差し支えないこと。

ウ 特定の事項について詳細な検討を行うため、推進チームに「作業部会」や「分科会」等を設置しても差し支えないこと。

(6) 各種情報の収集、活用

推進チームにおいて広く両立支援に係る情報を共有するため、本省より両立支援に関する統計調査結果や本省他部局も含めた制度改正、新規事業等の情報を提供するのを、労働局においても地域における両立支援に関する調査報告や啓発事業等の情報を収集し、推進チームにおいてこれらの情報の共有、活用に努めること。

(7) 議事進行について

議事進行に当たり、事務局は各構成員の取組等を共有した上で、支援策の周知の協力やセミナー等の共催等、それぞれの連携が促進されるような提案が各構成員から積極的になされるよう配慮すること。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(8) 開催時期等

推進チームの開催時期は、推進チームで作成したパンフレット等や周知を決定したものが9月の全国労働衛生週間や10月の全国労働衛生週間準備期間や10月の全国労働衛生週間で行う集団指導等で広く周知されるよう配慮すること。

(9) 推進チームの設置期間

推進チームの設置期間は令和8年度までとし、その後の設置については別途指示すること。

2 その他

(削除)

(1) 推進チームの共催等について

(略)

(2) 推進チームの取組等に係る情報共有

推進チームにおいて実施を決定した事項や作成したパンフレット、計画等については、他の労働局の推進チームにおいても共有できるよう、令和3年度より本省のポータルサイト「治療と仕事の両立支援ナビ」に掲載することとしていること。

(5) 開催時期等

推進チームの開催時期は、毎年7月を目途に開催する。その上で、推進チームで作成したパンフレット等や周知を決定したものが9月の全国労働衛生週間準備期間や10月の全国労働衛生週間で行う集団指導等で広く周知されるよう配慮する。

(新設)

2 その他

(1) 議事進行について

議事進行に当たり、事務局は各参加者の取組等を共有した上で、支援策の周知の協力やセミナー等の共催等それぞれ連携が促進されるよう、積極的な提案をするよう留意すること。

(2) 推進チームの共催等について

(略)

(3) 推進チームの取組等に係る広報等について

推進チームの設置にあたって、広報を行うこと。また、平成29年度中に独立行政法人労働者健康安全機構において両立支援に係るポータルサイトを立ち上げることとしているので、推進チームにおいて実施を決定した事項や作成したパンフレット等については、都道府県産業保健総合支援センターを通じて、当該ポータルサイト

掲載すること。併せて、必要に応じ、当該ポータルサイトに掲載された他地域の推進チームの取組についても推進チームで紹介の上、議論の活性化を図ること。

(削除)

(4) 推進チームの設置期間について

推進チームの設置期間は平成29年度より5年間とし、その後の継続については、推進チームで協議の上、決定すること。

(削除)

(5) 本省への報告

別途指示するところより、推進チームの開催日の決定等本省あて報告すること。

基発 0519 第 11 号
平成 29 年 5 月 19 日
基発 0225 第 4 号
(改正) 令和 3 年 2 月 25 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

治療と仕事の両立支援のための「地域両立支援推進チーム」の設置について

病気を抱える労働者が活躍できる環境を整備するため、平成 29 年 3 月にとりまとめられた「働き方改革実行計画」に基づき、政府は企業文化の抜本改革や、主治医、会社・産業医と、患者に寄り添う両立支援コーディネーターのトライアングル型のサポート体制の構築などにより治療と仕事の両立支援（以下「両立支援」という。）に取り組むこととされている。

これらの取組を確実なものとするためには、それぞれの地域において、実行計画に基づく全国的な支援策と既に民間団体や自治体で行われている両立支援に係る取組の連携が重要である。

このため、今般、下記のとおり「地域両立支援推進チーム」（以下「推進チーム」という。）を設置し、関係者による連携した取組の推進を図ることとしたので、都道府県労働局（以下「労働局」という。）においては地域の実情に応じた両立支援の取組の促進の中心的役割を担い、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

1 推進チームの設置について

(1) 趣旨

両立支援を効果的に進めるため、各都道府県の自治体等関係者とネットワークを構築し、既に行われている両立支援に係る取組を効果的に連携させ、両立支援の取組の推進を図ることを目的とする。

(2) 名称

推進チームの名称は、「〇〇県地域両立支援推進チーム」とすること。

(3) 構成員等

構成員は、以下に掲げる者及び組織・部署等の担当者とする。

なお、ケ、コ、サ、シ及びスについては、本省で関係機関と調整の上、該当する者のいる推進チームで構成員となること。

労働局については、労働基準部健康主務課を事務局とし、職業安定部（必要に応じてハローワーク）は構成員、雇用環境・均等部（室）はオブザーバー参加とすること。

- ア 使用者団体の推薦者
- イ 労働組合の推薦者
- ウ 都道府県医師会
- エ 都道府県衛生主管部（局）
- オ 地域の中核の医療機関の両立支援担当部署
- カ 都道府県産業保健総合支援センター（以下「産保センター」という。）
- キ 労災病院に併設する治療就労両立支援センター（併設していない労災病院においては治療就労両立支援部）
- ク 都道府県社会保険労務士会の推薦者
- ケ 日本医療社会福祉協会の推薦者
- コ 日本産業カウンセラー協会の推薦者
- サ 日本キャリア開発協会の推薦者
- シ キャリア・コンサルティング協議会の推薦者
- ス 東京商工会議所が推薦する健康経営アドバイザー
- セ その他、必要に応じ、両立支援に先進的に取り組む企業、医療機関、地元大学等の有識者、若年性認知症支援コーディネーター等自治体等に設置する疾病を抱える労働者の支援を行う者

（４）議事等

推進チームにおいては、以下の事項について意見交換等を行うこと。また、労働局や産保センターが両立支援に関するセミナー等を行う場合は、その内容についても協議すること。

- ア 各構成員又は構成員の属する各機関（以下「各機関等」という。）の両立支援に係る取組状況の共有
- イ 各機関等の取組に係る相互の周知協力
- ウ 相談窓口の支援連携に係る各機関等の役割分担及び連絡先一覧の作成及び更新
- エ 両立支援を促進するための各機関等が連携した取組
- オ 各地域における好事例の収集
- カ 各地域における両立支援コーディネーターの周知・活動方法
- キ 各地域における企業向けパンフレット及び患者向けパンフレット（主に病院で患者に配るもの。加えて、一般国民の理解のために広く自治体窓口等に配布することを想定したもの。）の作成及び更新
- ク 両立支援ガイドラインや地域版パンフレット等を活用した両立支援の周知・啓発
- ケ 労働局及び産保センターのホームページを活用した両立支援の周知
- コ 推進チームの取組に関する計画の策定及び検証

サ 地域独自の周知・啓発のためのイベントの企画・開催及び協力

シ その他推進チームの活動、運営に関する事項

(5) 運営

ア 推進チームは、構成員の参集による開催のほか、必要に応じ、持ち回りにより開催しても差し支えないこと。

イ 推進チームの議事を円滑かつ活発に進めるため、推進チームに「座長」及び「副座長」を置いても差し支えないこと。

ウ 特定の事項について詳細な検討を行うため、推進チームに「作業部会」や「分科会」等を設置しても差し支えないこと。

(6) 各種情報の収集、活用

推進チームにおいて広く両立支援に係る情報を共有するため、本省より両立支援に係る統計調査結果や本省他部局も含めた制度改正、新規事業等の情報を提供するので、労働局においても地域における両立支援に係る調査報告や啓発事業等の情報を収集し、推進チームにおいてこれらの情報の共有、活用に努めること。

(7) 議事進行について

議事進行に当たり、事務局は各構成員の取組等を共有した上で、支援策の周知の協力やセミナー等の共催等、それぞれの連携が促進されるような提案が各構成員から積極的になされるよう配慮すること。

(8) 開催時期等

推進チームの開催時期は、推進チームで作成したパンフレット等や周知を決定したものが9月の全国労働衛生週間準備期間や10月の全国労働衛生週間でいう集団指導等で広く周知されるよう配慮すること。

(9) 推進チームの設置期間

推進チームの設置期間は令和8年度までとし、その後の設置については別途指示すること。

2 その他

(1) 推進チームの共催等について

既に地域において、労働局内や自治体等で同じ趣旨・目的の連絡会議等を設置している場合は、構成員等を調整の上、共催で会議を行うこととして差し支えないこと。ただし、各都道府県の産保センターで既に類似する連絡会議を設置している場合は、労働局主催の会議に統合するよう調整すること。

(2) 推進チームの取組等に係る情報共有

推進チームにおいて実施を決定した事項や作成したパンフレット、計画等については、他の労働局の推進チームにおいても共有できるよう、令和3年度より本省のポータルサイト「治療と仕事の両立支援ナビ」に掲載することとしていること。